

技能検定制度について

1. 技能検定とは

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する日本の国家検定制度です。労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格すると合格証書が交付され、「技能士」と称することができるようになります。

2. 技能士とは

検定に合格した者に与えられる国家資格であり、合格しないと名乗ることができない名称独占資格です。

また、各法令に基づき、技能士によって受験資格が得られ、一部免除が得られる資格もあり、国土交通省が発注する官庁営繕工事で指定する職種には一級技能士現場常駐制度が設けられています。

3. 技能士に付与される資格

○1級技能士

- ・職業訓練指導員免許の取得
- ・技能グランプリへの参加
- ・労働安全コンサルタント試験の受験
- ・木材加工用機械作業主任者技能講習の講師

○2級技能士

- ・木造建築物の組立等作業主任者技能講習の受講免除
- ・2級建築施工管理技術検定の受験(実務経験4年)
- ・専任の者の資格及び主任技術者の資格(合格後実務経験3年)